

株式交付に係る事前開示書面

(会社法第 816 条の 2 第 1 項及び会社法施行規則第 213 条の 2 に基づく開示事項)

2025 年 9 月 8 日

サンワテクノス株式会社

令和 7 年 9 月 8 日

株式交付に係る事前開示事項

東京都中央区京橋三丁目 1 番 1 号
サンワテクノス株式会社
代表取締役 松尾 晶広

当社は、令和 7 年 7 月 24 日付で作成した株式交付計画書（以下「本株式交付計画」といいます。）に基づき、令和 7 年 9 月 30 日を効力発生日（以下「本効力発生日」といいます。）として、当社を株式交付親会社、株式会社エムテック（以下「エムテック」といいます。）を株式交付子会社とする株式交付（以下「本株式交付」といいます。）を行います。本株式交付に関する会社法第 816 条の 2 第 1 項及び会社法施行規則第 213 条の 2 に定める事前開示事項は、下記のとおりです。

記

1. 株式交付計画の内容（会社法第 816 条の 2 第 1 項）

別紙 1（「株式交付計画書」）のとおりです。

2. 会社法第 774 条の 3 第 1 項第 2 号に掲げる事項についての定めが同条 2 項に定める要件を満たすと株式交付親会社が判断した理由（会社法施行規則第 213 条の 2 第 1 号）

- ① 当社は、本株式交付に際して譲り受けるエムテックの普通株式の数の下限を、101 株と定めております。
- ② 当社は、エムテックの令和 6 年 10 月 4 日付けの登記情報（履歴事項全部証明書）から、エムテックの同日現在における発行済株式総数が 200 株であること、エムテックが同日現在において単元株制度を採用しておらず、種類株式又は新株予約権を発行していないことを確認致しました。また、当社は、同登記情報が同日現在のエムテックの発行済みの株式及び新株予約権の状況を正確に反映していること、エムテックの同日現在における自己株式の数が 0 株であること、及び、同日から本効力発生日までの間に、株式、新株予約権、新株予約権付社債その他エムテックの株式に転換可能な権利の発行もしくは付与、株式の分割、併合もしくは無償割当て、自己株式の取得その他エムテックの総株主の議決権の数が変動しうる行為又はこれらに関する決定を行っておらず行う予定も一切ないことをエムテックに確認致しました。
- ③ 本株式交付計画においては、当社が本株式交付に際して譲り受けるエムテックの普通株式の数の下限を 101 株と定めており、仮に当社が本株式交付に際して下限である 101 株のエムテックの普通株式を譲り受けた場合、本株式交付が効力を生ずる日において、当社が保有するエムテックの議決権の数は、エ

ムテックの総株主の議決権の数の 50.5%を占めることになると見込まれます。

- ④ 以上から、当社は、本株式交付に際して譲り受けるエムテックの普通株式の数の下限を 101 株とする定めが、会社法第 774 条の 3 第 2 項に定める要件を満たすものと判断致しました。

3. 会社法第 774 の 3 第 1 項第 3 号から第 6 号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項（会社法施行規則第 213 条の 2 第 2 項）

- ① 当社は、本株式交付に際して、エムテックの株式の譲渡人に対し、各譲渡人から給付を受けたエムテックの株式の合計数に 3266 を乗じた数の当社の株式を交付し、エムテックの株式の譲渡人に対し、給付を受けるエムテックの株式 1 株につき、当社の株式 3266 株の割合をもって割り当てます。
- ② 当社は、当社が当社及びエムテックから独立した第三者算定機関である ASTRA FINANCIAL ADVISORS 株式会社（以下「AFA」といいます。）より令和 7 年 7 月 10 日付けで取得した株式交付比率算定報告書における算定結果を参考に、エムテックの財務の状況、資産の状況、財務予測・事業活動の将来の見通し等の要因を総合的に勘案し、慎重に検討を重ねた結果、上記の事項が相当なものであると判断し合意に至りました。
- ③ 本株式交付に伴い増加する当社の資本金、資本準備金及び利益準備金の額については、当社の資本政策等に鑑みて、会社計算規則第 38 条の 2 に定めるところに従って決定するものとしており、相当なものであると判断しております。

4. 会社法第 774 条の 3 第 1 項第 8 号及び第 9 号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項（会社法施行規則第 213 条の 2 第 3 号）

エムテックは新株予約権を発行しておりませんので、該当事項はありません。

5. 株式交付子会社についての次に掲げる事項（会社法施行規則第 213 条の 2 第 4 号）

(1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容

別紙 2 のとおりです。

(2) 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等があるときは、当該臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

(3) 最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容

本株式交付と同時並行でエムテックは同社を分割会社とする会社分割（新設分割）を行っております（新設分割により、エムテックから「電子機器及び部品の開発製造及び販売事業に関する権利義務の一部」を承継して新会社を設立するものであり〔当社が、本株式交付の実行後にエムテックを当社グループ会社として運営し事業展開するにあたり、必要性が乏しいと判断される事業・権利義務等を分割対象とするものです。〕、新設分割期日は令和7年8月1日です。）。なお、エムテックの最終事業年度（2025年3月期）に係る計算書類等の内容については別紙2のとおりですが、上記の新設分割後におけるエムテックの純資産額は462百万円となる予定です。

6. 株式交付親会社について、最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法施行規則第213条の2第5号イ）

該当事項はありません。

7. 本株式交付が効力を生ずる日以後における株式交付親会社の債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第213条の2第6号）

本株式交付に際して、会社法第816条の8第1項の規定により異議を述べることのできる債権者はおりませんので、該当事項はありません。

以上

(別紙 1) 株式交付計画書

株式交付計画書

サンワテクノス株式会社（以下「甲」という。）は、甲を株式交付親会社、株式会社エムテック（以下「乙」という。）を株式交付子会社とする株式交付（以下「本株式交付」という。）を行うにあたり、以下のとおり株式交付計画（以下「本計画」という。）を作成する。

第 1 条（株式交付子会社の商号及び住所）

乙の商号及び住所は、以下のとおりである。

商号： 株式会社エムテック

住所： 福岡県北九州市八幡西区大字浅川 9 4 2 番地 1 1 3

第 2 条（株式交付親会社が本株式交付に際して譲り受ける株式交付子会社の株式の数の下限）

甲が本株式交付に際して譲り受ける乙の株式の数の下限は、101 株とする。

第 3 条（本株式交付に際して株式交付子会社の株式の譲渡人に対して交付する株式及びその割当て

1. 甲は、本株式交付に際して、乙の株式の譲渡人に対し、各譲渡人から給付を受けた乙の株式の合計数に 3266 を乗じた数の甲の株式を交付する。
2. 甲は、本株式交付に際して、乙の株式の譲渡人に対し、給付を受ける乙の株式 1 株につき、甲の株式 3266 株を割り当てる。
3. 甲が前二項に従って乙の株式の譲渡人に対して交付する甲の株式の数に 1 株に満たない端数がある場合は、会社法第 234 条その他の関係法令の規定に基づき処理する。

第 4 条（株式交付親会社が本株式交付に際して株式交付子会社の株式と併せて譲り受ける新株予約権の内容及び数又はその算定方法）

該当なし

第 5 条（本株式交付に際して株式交付子会社の新株予約権の譲渡人に対して交付する株式及びその割当て）

該当なし

第 6 条（株式交付親会社の資本金及び準備金の数）

本株式交付により増加する甲の資本金及び準備金の額については、会社計算規則第 39 条の 2 に定めるところに従って、甲が適当に定める。

第7条（株式交付子会社の株式及び新株予約権の譲渡しの申込みの期日）

乙（株式交付子会社）の株式及び新株予約権の譲渡しの申込みの期日は、令和7年8月12日とする。

第8条（効力発生日）

本株式交付が効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、令和7年9月30日とする。ただし、本株式交付の手の続の進行上の必要性その他の事由により必要な場合、甲は、これを変更することができる。

第9条（本株式交付の実行の条件）

本計画は、効力発生日の前日までに、本株式交付と同時並行で行われる乙の新設分割が分割計画に従い適法かつ適正に効力発生しなかった場合には、その効力を失う。

第10条（本計画の変更及び本株式交付の中止）

本計画作成日から効力発生日に至るまでの間に、①天災地変その他の事由によって、甲もしくは乙の財産状態もしくは経営状態に重大な変動が生じた場合、又は②本株式交付の実行に重大な支障となる事態もしくはその実行を著しく困難にする事態が生じた場合には、甲は、本計画の内容を変更し、又は、本株式交付を中止することができる。

第11条（規定外事項）

本計画に定めるもののほか、本株式交付に関し必要な事項は、本株式交付の趣旨に従って、甲がこれを定める。

以上

(別紙 2) 株式交付子会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容

貸 借 対 照 表
(2025 年 3 月 31 日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	663,369	I 流 動 負 債	26,212
現 金 及 び 預 金	647,437	買 掛 金	4,425
売 掛 金	12,406	未 払 金	1,025
そ の 他 の 流 動 資 産	3,524	未 払 費 用	13,896
		未 払 法 人 税 等	3,843
II 固 定 資 産	287,726	未 払 消 費 税 等	1,274
1 有 形 固 定 資 産	151,232	そ の 他 の 流 動 負 債	1,747
建 物 及 び 構 築 物	47,281		
土 地	103,730	負 債 合 計	26,212
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	220	純 資 産 の 部	
2 そ の 他 の 資 産	136,493	科 目	金 額
出 資 金	14,010	I 株 主 資 本	925,206
子 会 社 株 式	115,663	資 本 金	10,000
敷 金	2,000	利 益 剰 余 金	915,206
長 期 前 払 費 用	1,295		
保 険 積 立 金	3,524		
III 繰 延 資 産	323		
そ の 他	323	純 資 産 合 計	925,206
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	951,418
資 産 合 計	951,418		

損益計算書
〔 自 2024 年 4 月 1 日 〕
〔 至 2025 年 3 月 31 日 〕

(単位：千円)

科 目	金 額	
【売上高】		
売上高	217,334	217,334
【売上原価】		
当期製品売上原価	223,709	223,709
売上総損失		6,375
【販売費及び一般管理費】		121,430
営業損失		127,806
【営業外収益】		
その他営業外収益	9,298	9,298
【営業外費用】		
雑損失	111	111
経常損失		118,619
【特別利益】		
貸倒引当金戻入額	95	95
【特別損失】		
固定資産除却損	0	0
税引前当期純損失		118,523
法人税等	4,356	4,356
当期純損失		122,880

株主資本等変動計算書

自 2024 年 4 月 1 日

至 2025 年 3 月 31 日

(単位：千円)

株主資本		
資本金	前期末残高及び当期末残高	10,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	前期末残高	1,038,086
	当期変動額	△122,880
	当期末残高	915,206
利益剰余金合計	前期末残高	1,038,086
	当期変動額	△122,880
	当期末残高	915,206
株主資本合計	前期末残高	1,048,086
	当期変動額	△122,880
	当期末残高	925,206
純資産合計		
	前期末残高	1,048,086
	当期変動額	△122,880
	当期末残高	925,206

個別注記表
〔 自 2024 年 4 月 1 日
至 2025 年 3 月 31 日 〕

重要な会計方針に係る事項に関する注記

- 1 資産の評価基準及び評価方法
棚卸資産の評価基準及び評価方法
総平均法による原価法
- 2 固定資産の減価償却の方法
有形固定資産 法人税法の規定による定額法又は定率法
無形固定資産 法人税法の規定による定額法
- 3 繰延資産の処理方法
最長調達期間である 20 年で每期均等償却
- 4 引当金の計上基準
貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については法人税法の規定による法定繰入率により計上しております。
- 5 消費税の会計処理
消費税等の会計処理は、税抜方式によっています。

販売費及び一般管理費の明細

(単位：千円)

科目	金額
役員報酬	62,080
給与手当	9,278
賞与	1,440
法定福利費	6,863
福利厚生費	844
旅費交通費	3,916
通信費	854
荷造運賃	161
広告宣伝費	117
交際接待費	226
会議費	84
水道光熱費	2,362
消耗品費	2,266
租税公課	2,443
新聞図書費	112
支払手数料	303
諸会費	306
支払報酬	1,753
地代家賃	9,949
保険料	580
車両関係費	456
減価償却費	2,096
雑費	1,843
試験研究費	11,078
合計	121,430